

## 第407回南国市議会定例会会議録

第4日 令和元年6月20日 木曜日

### 出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田 豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
6番 西川 潔	7番 土居恒夫
8番 高木正平	9番 有沢芳郎
10番 中山研心	11番 前田学浩
12番 村田敦子	13番 岡崎純男
14番 小笠原治幸	15番 野村新作
16番 浜田和子	17番 浜田 勉
18番 土居篤男	19番 福田佐和子
20番 西岡照夫	21番 今西忠良

＊

### 欠席議員

5番 岩松永治

＊

### 出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田 功
参事兼総務課長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部 靖
参事兼企画課長 松木和哉	情報政策課長 原 康司
危機管理課長 山田恭輔	税務課長 高野正和
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 溝渕浩芳
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター所長 土橋 愛
環境課長 谷合成章	農林水産課長 古田修章
農地整備課長 田所卓也	商工観光課長 長野洋高
建設課長 西川博由	地籍調査課長 横山聖二
都市整備課長 若枝 実	上下水道局長 橋詰徳幸
会計管理者兼会計課長 秋田節夫	福祉事務所長 池本滋郎



1 問目は、市営住宅の家賃についてです。

市営住宅入居者については、毎年、入居状況と所得について調査をされ、契約更新をされていますが、その調査と算定方式についてお聞きをします。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 市営住宅の家賃額を決めるため、入居者の方に、入居している世帯全員の所得証明書を添付して世帯の収入申告書を提出していただいております。市営住宅の家賃額は、入居世帯全員の所得額の合計から同居親族、扶養親族などの控除額を除き、残った額を12で割りまして一月当たりの認定収入額を算出いたします。その認定収入額によって8段階に分かれている家賃算定基礎額を決定をいたしまして、その家賃算定基礎額に住宅の広さ、建築してからの経過年数、周辺の土地の価格などをもとにした係数を掛け、家賃額を決定しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） わかりました。そのときに住民票とか所得証明書もとるんですが、その費用も毎年かかるということです。そして、その家賃の通知なんですが、軽自動車税や介護保険、国保税の納付書が送付されるときには、納付書と一緒に算定の基準となる税額表や計算方式、保険料の軽減措置に関する表などが同封されており、納付金額の算定の基準を確認することができますが、住宅家賃の通知の際には、家賃減免申請についてのお知らせは同封されていますが、算定基準に関するものがなく、昨年と家族構成や所得も余り変わっていないのに月何千円も上がっちゃう、ようやくと生活しちゃうのに、どうしてや、見てくれと言って持ってこられます。家賃の通知書など、プライベートなものを人に見せたくはないと思いますが、いても立ってもいられなかったのです。他の税の通知のように自分で確認することができるように、目安となる使用料金表を入れてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 家賃が決定いたしましたら、入居者の方に家賃の決定通知をしておりますが、算定基準も一応は載せてはいるんですけども、村田議員さんが言われるとおり、どうして家賃額が決定したのか、大変わかりづらいと思っております。ですので、次回から、家賃の決定通知をする際には、算出方法をできるだけわかりやすくお示ししましたお知らせ文書と一緒に添付してまいりたいと思います。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） できるだけ自分の位置といいますか、自分の収入に応じた家賃決定が

されているということが確認できるような、わかりやすいそういう通知書を送っていただきたいと思います。

2問目は、市営住宅の修理等について質問をします。

市から発注する仕事で高額でないものについては、できるだけその近隣の小規模事業者が発注をされ、暮らしの手助けをしてほしいと、8年以上前から言っています。自治体が発注する小規模工事修繕について、入札資格にとらわれず、幅広く中小業者を登録し、受注機会をふやすことを目的にした小規模工事登録制度の創設に関し質問をしたとき、担当課長の答弁では、小規模の修繕工事などは、それぞれの担当課が業務内容に基づき随意契約などで発注を行っていると言われました。130万円以下の工事については随意契約で実施され、市内の、またその地区の業者を最優先にしている。その地区の業者に見積依頼をし、入札参加資格や建設業の許可の有無を問うていないと言われていました。だから、小規模工事登録制度を創設していなくても、簡易な工事や修繕、備品の調達などについては指名願の有無を問わずに発注できるような仕組みになっていると答えられましたが、市のスタンスはずっと変わっていないのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 市が発注いたします市営住宅の修繕工事につきましては、数千円から数万円の少額で、内容が軽易な修繕がほとんどでございます。指名願を出している業者のみに発注や見積もりをするということではなく、指名願の有無を問わず、市内地元業者を優先して発注しております。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） それでしたら、本当に小さい、ようようやっつてるところの助けになっていると思いますので、それは続けていただきたいと思いますが、ここで私が聞いたそういう本当に小さい業者さんのお話をします。7年ほど、居住地域における市の仕事をずっと発注してもらってきた方ですが、見積書の書き方なども教えてもらいながら、1人なので時間はかかりますが丁寧な仕事をするように心がけてきました。必要な道具も購入して頑張ってきたのに、三、四年ぐらい前から地区外の業者が受注して仕事をしている。市の担当課に行くと、広報を見て登録をしいや。仕事のことは広報に載せちゃうき。ちゃんと見積書をつくって持ってこんといくかえと言われたそうです。大きな金額の仕事ではないですが、毎年その仕事を発注してもらおうことで、月3万円ほどの住宅家賃1年分を納めることができているのに、子供に負担をかけてしまっていると涙ぐまれていました。自分は学歴もないし、ぎりぎりで生活しているの

で、お礼をしたり上手に機嫌をとったりようせんけんど、一生懸命やりゆうにと言われます。何とか自力で生きていこうとしているこういう方の手助けになるように、市の小規模事業の発注はされるべきではないでしょうか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 先ほども申しましたとおり、本市が発注する市営住宅の修繕工事は、数千円から数万円の少額で内容が軽易な修繕がほとんどでございますので、時には依頼業者を探すのに苦勞することもあります。ですので、新しく受注を希望する事業者がございましたら、本市に言ってきていただきましたら、発注や見積もりも依頼できますので、都市整備課のほうまで御相談いただければと思っております。

また、新しく受注を希望する業者から申し出があった場合は、指名願を出している登録業者でないと受注できないという誤解を招かないように、十分説明をして御理解をいただくように努めてまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） ありがとうございます。小さい業者を探すのに苦勞することもあると言われております。もう8年前になりますが、小規模事業者登録制度、それを創設されれば、それに登録をしていただいて、その地域地域に応じて迅速に発注ができるようになると思いますので、またそういうことも考えていただきたいと思います。小規模事業者は名より実ではなく、名を惜しんで頑張っている人を支える発注にしてください。お願いをいたします。

3問目は、市道の整備について質問します。

海から山間部まで、南北に長い南国市には大小の市道が多数存在します。市道を走行していると、丸や四角のばんそうこうのように張りつけてある黒いアスファルトがあちらこちらで目に入ります。そのたびに、以前お聞きした、建設課は車4台で毎日市道全域を点検し、穴やへこみをその場で修繕していると言われていたことを思い出します。距離にするとかなりの長さだと思われませんが、市道の全長はどのくらいでしょうか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 現在、市道延長は554キロメートルでございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） かなりの長さだと思います。市道点検修繕車が1日に走行される距離はどのくらいでしょうか。目視をされながらの走行ですので、スピードは出していないと思いますが。また、修繕は何カ所ぐらいされているのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 1日の走行距離というのが、日によって、作業内容によっても違いますが、年間1人当たり1万2,000キロ、月で1,000キロの走行距離になっております。補修件数としましては、昨年度ですが、1年間で2,217カ所ということになっております。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） そのペースで市道全域を1周するのに、通常何日ぐらいかかっていますか。また、市道点検整備車の年間稼働日数は何日ですか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 年間の稼働日数というのは、4名補修員がおりますが、非常勤でございますので、月17日ということになっております。以上です。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） その非常勤の4人の方で554キロ、それを1周できるのには何日ぐらいかかるでしょうか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） パトロールで時速20キロで走った場合、4人で1日で回れる距離にはなりますが、その都度作業をしながらとか、朝から決めた作業をやったりということですので、確定はできないというところでございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 1年間でしたら、1周以上はできてますか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 作業しながらですけども、1周以上は当然できております。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） それでしたら、年間、市内全域が点検はされているということですが、全てを修繕するというのはなかなか難しいと思います。市民から市道の瑕疵状況の連絡があった場合は即時対応をされるということですが、市民からの通報は1日何回ほどありますか。年間どのくらいになっていきますか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 細かい数字にはなりませんが、月間ほぼ50カ所ということになると思います。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 月50カ所でしたら、年間でしたら500から600カ所ぐらいということだと思いますが、私も走行中に瑕疵状況を見つけたときには建設課に連絡をしています。また、市民から連絡があった場合には、現場に行き、写真を撮っていくようにしています。以前はしょっちゅう連絡するのは気が引けていたのですが、2年ぐらい前に、市道にできた穴による骨折に対する治療等の損害賠償の報告があつてからは、子供たちが通学時にけがをしたら大変だと思い、すぐに連絡をするようにしています。市民にとって一番使う市道ですが、その維持に対する本年度の当初予算で道路維持費として計上されているのは6,840万円です。市道全体の修繕を考えると、この数字ではすぐに使い切ってしまうのではないですか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 市道の補修につきましては、補正によって追加もしていただいております。30年度は最終的には9,285万円という金額になっております。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 昨日の小笠原議員の質問に対する財政課長の答弁でも、市道維持のための財政措置は重要ですと言われております。市民が快適に安心して市道を使えるように、十分な財政措置を要求し、どんどん整備・補修をしてください。

最後に、数人の市民からあつた要求を伝えます。

歩き遍路をされている方々は、弘法大師が歩かれた修行の道を歩かれます。西山から入ってくる野田踏切からの東崎と上末松の間を給食センターのほうに向かう東西の市道は、昔からの遍路道です。特に、踏み切りから200メートルほどには黒い修繕跡が何カ所もあり、またそこから掘れたりしてぼこぼこになっています。全国各地から、また外国からも歩き遍路で通っていかれますが、南国市の道の悪さを伝えているようなものです。市民として恥ずかしいと言われております。ばんそうこうを張りつけるのではなく、包帯で覆うように、広域に手当てをしていただきたいのです。四国遍路を世界遺産にということも言われております。早急に対応できないでしょうか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 特定の路線についてはということですが、応急補修してもすぐ傷むような箇所につきましては、職員、補修員のパトロールによってデータ上がってきておりますので、順次本舗装をするようにしておりますので、順次、緊急性のあるものから進めていきたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 緊急性っていうことを言われたのですが、お遍路さんは今、特に毎日ぐらい歩き遍路の方を見かけます。緊急性と言われたので、ちょっと補修員の方々のデータがどのようにきているのかわからないし、私が今言いました場所がそこに上がっているかわかりません。できるだけ早くにしてほしいと思うときには、近隣住民の方の要望書などを出すべきでしょうか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 延長が長いとか、舗装する面積が非常に大きい場合には、やっぱり地元からの要望書をいただいて予算化していきたいと考えております。ただ、小修繕につきましては、全体回ってますので、職員等での判断で、危険度が高いものから順次やるようにしております。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） その危険度が高い中に入っているのかなと、私が今言ったところが。ちょっと心配ですが、今わかりますか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 済いません。その場所については、今データを持っておりません。済いません。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） わかりました。要望書を出すべきかなと思いますので、またお話をいただいた方々に相談をして要望書を作成するようにしますので、よろしく願いをいたします。

4問目は、一般廃棄物処理事業に係る業務委託について質問をします。

祈年では既に8年越しになり、忠霊塔西北に産廃ごみが放置されたままになっており、近年、新たなごみがそこに放置されてふえてきています。地権者との交渉しかないと言われていますが、なかなか前に進みません。そして、またその近くに一般廃棄物のペットボトル、缶、プラスチック容器などがうずたかく広範に積み上げているところが出てきています。大風のときには、近隣の畑や田んぼに収集物が飛び込んできます。環境課長にお聞きしましたところ、市が委託している事業者ではないということです。そういう状況の中で、市の一般廃棄物処理事業に係る業務委託は3年間の業務委託をしています。収集して集積し処理することが適正に行われているのか、近隣に迷惑をかけていないかと思いました。委託後の状況は、毎年、きちんと確認をされているのでしょうか。お聞きをします。

○議長（岡崎純男） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 御質問にお答えいたします。

本市の委託事業で収集されました金属類、瓶類、容器包装プラスチック、ペットボトル等のごみにつきましては、中間処理施設というところで分別されまして、資源物として再利用をされております。平成30年度の中間処理実績でございますが、金属類29万9,560キロ、瓶類23万9,750キロ、容器包装プラスチック35万5,650キロ、ペットボトル6万5,610キロでございます。委託につきましては、金属類が有限会社大前田商店、瓶類、容器包装プラスチック、ペットボトル等につきましては田中石灰工業株式会社と契約しておりまして、それぞれ適正に処理されているとの報告をいただいております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 委託契約は3年間に及びますが、毎年きちんと報告を受けて確認をされているということをお聞きしました。今後ごみの問題はとても大変なことなので、ぜひそういうきちんとした確認をしながらやっていっていただきたいと思います。できれば私たち祈年のごみに対してもまたお力添えをいただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

5問目は、マイナンバーについて質問をします。

マイナンバーの正式名称は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律と言いますが、自分たちが望んでつけたナンバーではありませんので、マイナンバーとは呼びたくありませんが、この長い題をその都度に言うのは大変なので、マイナンバーと言います。マイナンバーカードの状況は、市政報告で、31年3月末で全国が交付率が15.5%、高知県は7.5%と半分以下です。南国市はまだその中でも6.2%とかなり低い数字です。やはりマイナンバーに対する心配、自分たちの情報を保護できるのか、そして今、総務省などからも言われていますが、マイナンバーが本人が記帳をしなくても必要な書類を受け取るようにという、そういう指示が出されていますので、そんな落としたりとても大変になる危ない物を持ってうろうろする必要はない、そういう観点もあって、みんなつくらないと思います。市政報告の中では、ことしでしたか、本年度末に住民票などのコンビニ交付の開始も予定しており、大変利便性があるので、市民の皆様が集まる場所に出向いて申請支援を行うなど、マイナンバーカードの普及促進に取り組んでまいりますとありますが、このマイナンバーカードは市民のためでしょうか。国民のために考えられ、始められた施策でしょうか。マイナンバー事業をめぐる、政官財の癒着の構図が浮かび上がり、受注した大手電機企業等9社に行政機関の幹部が天下りをし、莫大な利益を上げ、自民党に献金していることが明らかにされています。そういう

マイナンバーカードの発行数をふやすのに努力をするということは、政官財の癒着に手をかすような、そういうことにもつながっていくと思います。

そして、何よりそのコンビニ交付ということなんですが、南国市は現在、高齢化率30.9%、市民の約3人に1人が高齢者となっています。また、その高齢者の45%が75歳以上という数字も出ています。コンビニでは大変忘れ物が多いそうです。それで、コンビニの経営者の方が心配をしています。マイナンバーカードを忘れた場合、ほかの忘れ物と違い、きちんと保管をしてきちんと相手を確認して戻す必要がある。そういうことが非常に精神的にも負担になってくる。決してコンビニの業者にとっては収益につながる喜ばしいことではないと言われています。できればマイナンバーカードはやめていただきたい。そして、市に来て必要な書類を申請するときにも、自分がマイナンバーカードは受け取っていないしつくっていないので、わからなければ記帳しないのですが、あ、結構ですよ、わかりますからと言われて受け取ってもらっています。そういう市役所でわかるのですから、それを無理にそういう、落としたりなくしたりして、非常にリスクの高いものを市民につくらす必要はないのではないのでしょうか。私は、できればマイナンバーカードの制度自体を廃止していただきたいし、市民に所持を勧めることも賛成しません。以上ですが、課長はどのように思われますか。

○議長（岡崎純男） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） マイナンバーに関する質問にお答えいたします。

先ほど村田議員がおっしゃいましたとおり、マイナンバー、個人番号につきましては、行政手続の効率化のために全国民に振られたというものです。これとマイナンバーカードというのは少し趣が違っておまして、マイナンバーは行政手続の効率化のためなんですけれども、マイナンバーカードにつきましては、これはあくまでも選択でございますが、お持ちをいただいていることで少しでも利便性といいますか、そういったものを向上させるためにつくられた道具でございますので、こちらのほうにつきましては、丁寧に説明をすることで、住民の方に選択をしていただきながら、周知を図っていき普及を進めていきたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） その普及を進めるときにも、メリットばかりではなくリスクのことも説明をしてあげていただきたいと思います。課長の立場としては進めていく立場ですが、やはり市民を守る、そういう立場に立ったときのことも少しは心の中に置いておいてほしいと思います。以上で私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 4番山中良成議員。

〔4番 山中良成議員発言席〕

○4番（山中良成） 議席4番の山中良成です。

まず、先日の地震により被災された皆様にお見舞い申し上げます。心より早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、一般質問3日目となり、質問が重複するところがあるかと存じますが、よろしく願い申し上げます。

私の質問は、1、企業誘致、2、道路行政、3、西島園芸団地、以上となります。

まず、企業誘致についてですが、平成30年12月議会にて、平成26年度以降、立地相談が25件ほどあり、南海トラフ地震による津波被害浸水区域からの移転など、南国市への立地ニーズは一定あると考えますと、商工観光課長は答弁されております。

そこで、平成30年度の立地相談件数及び業種について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 平成30年度の立地相談件数につきましては、2件となっております。立地件数につきましては、済いません、平成26年度以降の数字として1件の立地が一つあるということになります。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 平成26年度以降の立地相談で、相談どおりに立地できた件数を商工観光課長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 26年度以降の相談につきましては、トータルで27件、先ほど答弁いたしましたとおり、立地件数は1件となっております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） その中で、市街化調整区域により開発できなかった件数と地区計画でもできなかった件数の答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 商工観光課への相談としては、日章工業団地の情報収集であったり、具体的な候補地が決まっていない状況での情報収集、相談が多く、開発できなかった、または地区計画ができなかったという状況まで進んでいないケースがほとんどであります。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 恐らく本市の不動産業を営んでいる業者に土地の問い合わせをしたが、

見つからないので本市の商工観光課に来庁されたのだと私は推測しております。本市も相談された企業に御提案等をされたのか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 日章工業団地についての情報収集ということであれば、可能な範囲でお伝えいたしますし、立地場所についての相談であれば、そのときの状況をお伝えするなど、御相談内容によりお答えをさせていただいております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） わかりました。

本市には南国市企業誘致アドバイザー設置規則があり、現在、市長から委嘱されているのはどのような方でしょうか。もし委嘱されていないのであれば、いつから委嘱されておらず、どのような理由なのか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 企業誘致アドバイザーにつきましては、現在、委嘱を行っておりません。アドバイザーにつきましては、委嘱を行っていた当時、空きスペースがあった行政の開発による企業団地への誘致を進めることが大きな目的の一つであったと聞いております。企業団地の入居について一定のめどが立ったため、それ以降の委嘱が行われていないのではないかとということであります。

また、企業誘致アドバイザー制度ができたのが平成17年度途中であり、二、三年ほどはこの業務に従事していたということを聞いております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 現在は委嘱されていないということですが、その当時のアドバイザーは、企業団地に誘致を促すことがメインだったわけですが、この規則第1条に、豊富な経験や幅広い情報を持つ者からの助言、指導、情報提供によって、南国市における企業誘致の促進を図るため設置するとあるので、これから推進していくのであれば必要だと思いますが、アドバイザーを委嘱するようにはいかがでしょうか。職員の方の負担も減ると思いますが、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 現在、アドバイザーの委嘱については予定をしておりますが、日章工業団地の入居に際してなどの時期に、必要が生じる場合には委嘱について考えていきたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 私が申してますのは、日章工業団地ができてからではなく、相談件数を先ほどお聞きした感じでは相談のニーズに合っていないということなので、このアドバイザーによって情報提供等ができるように、もっと知識が豊富な方をやっていくべきだと私は思っておりますので、またそちらのほうは御検討のほうをよろしく願いいたします。

本市にある食品製造業と他市にある食品製造業が、本市で規模拡大ができないため、本市を諦め他市へ移ると聞いて残念でなりません。もちろん、本市の担当課に行き相談をし、職員の皆様に丁寧に対応していただき、地区計画も提案していただきましたが、無理だということになりました。職員の皆様は、真剣に企業誘致したい思いもあり、必死に努力してくれたと言っておりますが、南国市の産業発展は難しいと貴重な御意見もいただきました。本市はものづくりに力を入れると言われておりますが、これではますます離れていくのではないのでしょうか。

このように、本市にある企業が他市に移転するということは、本市の固定資産税、法人税など、市税全般の減少が考えられますが、この件について市長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 本市企業の他市への移転、また本市への移転希望のある市外企業に対しまして、企業の希望に応えられなかったことで、議員がおっしゃられましたとおり、税収面での影響だけではなく、市民、とりわけ若者の働く場の確保など、いろいろな面で影響があり、本市の重要な課題であると思っております。こうした状況に少しでも対応できるよう、日章工業団地以降の企業団地整備につきましても検討を行っていく必要があると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 市長から前向きな答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。やはり、この企業誘致の多くのネックとなっておりますのは、市街化調整区域だと思いますが、市長はどのように考えますか。答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今までもたびたびお答えもしてきたところでございますが、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり、計画的に市街化を図る市街化区域との区域区分、すなわち線引き制度を担保するために、建物の建築の規制など、土地利用に一定のルールを定めていることから、市街化調整区域への立地は容易ではないと思えます。

そのため、本市では、インターチェンジ周辺において、事業所の立地が可能となるよう、高

知県開発審査会提案基準第23号にインターチェンジ周辺エリアを加えることを行ったところ  
でございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 先ほど市長よりインターチェンジ周辺エリアを加えたというふうに御答  
弁ありましたけども、平成26年度以降の用地相談件数は27件で、その中で立地されたのはたっ  
た1件であります。ほとんど効果がまだ見えてこない状態だというふうに思います。私は、先  
ほど市長が言われましたルールのおかげで農地は守れるかもしれませんが、地元産業の活性化  
や経済の活性化を阻害しているように思えます。さらには、移住等も建設できず、人口減を促  
進し、この本市の発展をさせないようにも、私は思っております。本市は、皆様も御存じのと  
おり交通の要衝であり、発展すべきところであり、企業誘致に最適の場所だと考えます。市長  
は、本市の企業が他市に、または他県に移ったほうがよいとお考えなのか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） そのようなことを考えるはずもないところでございます。確かに議員の  
おっしゃるとおり、南国市、交通の要衝でございまして、非常にポテンシャル高いと思います。  
先ほどもお答えしたところでございますが、本市企業の他市への移転につきましては、これま  
で南国市の発展に貢献していただいた企業でございまして、やむを得ず市外へ移転されるとい  
うことにつきましては、非常に残念でございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 残念であります、市長のほうからお言葉をいただきましたけど、ぜひ本  
当に推進していただきたいと思っております。

昔、この本市には国衙が国府にあり、また長宗我部元親が居城しておりました岡豊城が岡豊  
にあり、恐らくこの周辺の土地は災害から人々を守りやすかったのだと推測しております。現  
在、県からも権限移譲されておりますので、この周辺全てをまずは緩和してみたいはかがでし  
ょうか。

また、現状では農地法や農振法、都市計画法などクリアしなければならない部分が多く、企  
業ニーズには応えにくいという状況にあるのが事実と課長より答弁されており、市長も、今後  
も企業団地の計画をもちろん検討してまいりたいと思っておりますし、地区計画制度の活用等によっ  
て市外、県外企業を呼び込み、本市の産業振興、雇用の場の確保を行ってまいりたいという思  
いを持っておりますと答弁されております。しかしながら、企業ニーズに合っていない状況が  
続いているにもかかわらず、そのままになっております。

そこでまず、市街化調整区域の開発規制緩和の進捗状況について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 平成30年度におきましては、高知広域都市計画担当者勉強会において、自己業務用建築物の津波浸水予測区域からの移転に関する一件審査の基準につきまして、公益性の高い建築物や既存建築物の有効利用以外での移転が可能となるよう、審査基準の見直しを求める意見書を県に提出いたしました。結局改正には至りませんでした。本年度につきましては、平成30年度におけます市街化調整区域内の立地状況や、人口動態を調査する予定でございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 予定ではなく、必ず今年度中に調査をしていただきたいと思います。

平成30年3月議会でも一般質問させていただきましたが、本市の中心産業である中小企業の育成のためにも、早急の市街化調整区域の開発規制緩和が必要だと私は感じております。本市の方針はどのようになっていますか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 平成30年4月から規制緩和いたしました立地基準を運用開始しておりますが、まだまだ十分であるとは考えておりませんので、今後も規制緩和を進めていく必要があると考えております。今後は運用開始後2年間における市街化調整区域内、特に既存集落内の立地状況や人口動向等を調査、検証し、県とも情報共有いたしました上で、立地基準の見直しについて県と協議を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 平成30年4月から開始され、岡豊地区の一部を規制緩和されておりますが、これからどの地区をいつから規制緩和されようと考えられておりますか。答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 現在策定作業中の本市の都市計画マスタープランに、インターチェンジ周辺や国道沿道を産業立地検討エリアとして位置づけることを検討しておりますので、インターチェンジ周辺や国道沿道エリアの規制緩和を県と協議してまいりたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） ぜひ早急に協議していただきたいというふうに思います。

また、先ほど言われた場所だけではなく、選定できる場所は多いほうが私はいいと思いま

すので、できるだけ多くの場所を選定していただいて、そこからまた協議していただきたいというふうに思います。

ほ場整備等で国との調整も必要ですし、本市の発展を願うのであれば、今年度中に規制緩和する場所を選定し、来年度には実施できるようにすべきです。本市の大半が中小企業であり、その企業を育てていくのも本市の役目であり、そのためにもほかの重要な事業と並行して実施していくべきだと考えます。1つずつ事業をやっていたのでは、今のスピード感が求められている時代にそぐわないというふうに思います。市長はこれについてどのように考えますか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 平成30年度から運用しております規制緩和した新立地基準を定めるに当たっては、国の開発許可制度運用指針を踏まえた国の技術的助言や高知広域の観点からの県の意見があり、断続的に何度も県と協議、調整を図りながら策定しましたが、結果的には本市の当初考えていた規制緩和案どおりには至りませんでした。そのため、本市は今後も規制緩和を進めていくため、運用開始後2年間における市街化調整区域内、特に既存集落内の立地状況や人口動向等を調査検証し、県とも情報を共有した上で、立地基準の見直しについて県と協議をしていくこととしておりますので、規制緩和の具体的な内容につきましては、来年度から県と協議に入りたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 私としては、どんどんどんどんスピード感を持って進めていただきたいというふうに思っております。

また、市長のほうから協議されるということでしたので、できるだけ議会のほうにも進捗情報の報告をよろしくお願いいたします。

企業誘致の最後の質問としまして、平成31年3月議会にて、日章工業団地へ地元企業優先の件を県と協議し始めていると課長より答弁されておりますが、現在の進捗状況及び結果について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 日章工業団地への入居企業について、本市の考え方は県には伝えております。入居企業の公募内容につきましては、3月議会でも答弁させていただいたとおり県と協議していくこととなりますが、現在は日章工業団地を一刻も早く完成できるよう、まずは本体工事の着手に向けて鋭意進めているところであります。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 先ほどから何度も申してますように、どんどん同時進行をしていっていただきたいというふうに思います。ぜひともこの件については県からも一歩も引かないように、強い気持ちを持ってよろしく願いいたします。

次に、道路行政の質問に移らせていただきます。

前回、国分川河川沿いにバイパスの建設の提案をさせていただきました。そこで、県の調査記録はないという答弁でしたので、国府地区の住民の方にお聞きすると、覚えられており、やはり計画はあったそうです。そこでお聞きした方からも、比江スポーツグラウンド活用のためにもぜひやっていただきたいという御要望をいただきました。国府地区で市長は毎年意見交換会を行っておりますが、そのような御要望はお聞きになったことはないでしょうか。答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 私が今まで参加させていただいた中では、そのお話は伺ったことはございません。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） そのとき、市長は職員時代だったと思いますので、お聞きになったことはないかもしれませんが、そのような意見が出たことは間違いありません。比江スポーツグラウンドの利用活用のためにも重要であります。国府地区の貴重な歴史的遺産を大型バスで観光できる意味合いもありますので、ぜひ県とも相談していただき、前向きに御検討していただきたいというふうに思います。

そこで、前回の議会で建設課長は県に提案していただけたということでしたが、県に提案していただいたのでしょうか。この件について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） お答えいたします。

前議会において、県道久礼田笠ノ川線のバイパスについての質問があったことについて、県中央東土木の井上道路課長とお話をさせていただきました。前議会前には課長とのお話ができおりませんでした。今回の話の中で、以前の資料では堤防沿いの案があったということですが、しかしながら、今のスタッフでは知っている者がおらず、現在はその計画はないということとございました。以上です。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 現在は計画がないということですが、県にこのバイパスについて課長より提案はしていただいたのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 前議会、今回の質問にも出ておるとい話はしましたが、正式な要望という形では上げておりません。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） ほかの事業もあるとは思いますが、ぜひ県に提案のほどをよろしく願いいたします。

まず、この国府の道は本当に狭い場所が多く、その第1次事業として、観光面としても国府小学校の通学路として重要な紀貫之邸跡に向かう道を整備したほうがよいと思います。観光面では、大型バスも入れず、普通車が行き交うこともできないだけでなく、通学路としては歩道もなく、通学する子供たちには危険であると考えます。そこを広げることは可能なのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 紀貫之邸前の道路につきましては、市道南国101号線、市道部分となります。大型車の進入や歩道も含めた改良工事となれば、国費の対象である社会資本整備総合交付金での対象となると思いますが、前議会でも答弁させていただきましたように、現在、日章工業団地の整備や市道稲吉篠原線の事業が進行中でありまして、それらの事業の進捗を見きわめながら、新規整備路線の計画を立てていきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 今やっている事業が重要なことも私は承知しておりますので、そこはわかりますけども、課長としてはどんだん次のもも考えて、どんだん計画をしていただきたいので、そちらのほう、よろしく願いいたします。

次に、西島園芸団地の質問に移らせていただきます。

まず、西島園芸団地の専務取締役CEOであり株式会社南国市産業振興機構の取締役でもあの方が退職されたと、市民の方にお聞きし驚きました。本当なののでしょうか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 3月末をもって辞任をしております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 退職されたことについて、執行部より西島園芸団地調査特別委員会だけ

でなく議員に説明がありませんでしたが、なぜ説明がなかったのか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 今回の辞任については、本人の健康上の理由であるということもあり、辞任の件に関しましては議長に説明をさせていただいております。また、特別委員会開催の話もしておりましたが、今回の件での開催には至らなかったと聞いております。

いずれにしても、決算の見込みを御説明できる時期になりましたら、状況報告をさせていただく必要があるかと考えております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 西島園芸団地調査特別委員会は、西島園芸団地に関する事項で説明する必要性があり、何よりも本市より株式会社南国市産業振興機構に資金を投入しており、私たち議員は賛同しております。退職した時点で、一部の議員だけに報告するのではなく、全議員に報告する義務があるのではないのでしょうか。この件について、代表取締役である市長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） もちろん議会での決定をいただき、産業振興機構への出資をした経過がありますので、議員の皆様には説明する責任はあると思います。先ほど担当課長からも答弁があったとおり、取締役辞任につきましては、議長にお話しさせていただいて、その後、特別委員会でそのお話をさせていただくべく相談もさせていただきましたが、その開催には至らなかったということがございます。今後は、課長も申したとおり、経営状況の見通しなど、また御報告させていただく必要があると思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 議長や特別委員会のほうの何名かにお話しされたということですが、賛同されたのはその方だけではありませんので、私は説明する必要があるというふうに思っております。株式会社南国市産業振興機構で、この取締役は役員である取締役だけでなく事務を統括する者として総会で決議されております。そのまま残っているのでしょうか。それとも西島園芸団地の専務取締役を退職されたのと同時に株式会社南国市産業振興機構を退職されたのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） やめられました西島園芸団地の専務につきましては、やめられた時点では産業振興機構の事務を統括する者としての決議はいたしておりません。西島園芸団

地の取締役を辞任するのと同じときに産業振興機構の取締役のほうも辞任をしております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 先ほど、事務の統括する者はしておりませんというふうに答弁がありましたけども、議事録には事務を統括する者というふうに載っておりますので、そこから変わったのであれば、済いません、私の調査不足だったと思いますので、そこは申しわけありません。ただ、一番最初の創立した議事録には、事務を統括する者でこの方のお名前があったことは間違いありません。理事を退職されているのであれば、新たに取締役を就任されるように段取りされているのでしょうか。されていないのであれば、その理由も一緒に答弁をお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 産業振興機構の取締役は、現在5人となっています。新しい取締役については、新たに西島園芸団地の経営に当たる方ということではないかと思いますが、現在そういった人材がないことから、機構についてはひとまず現状の体制でと考えております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 西島園芸団地ではなく南国市産業振興機構について、先日小笠原議員のほうからも質問がありました。私としても、今が本当に正念場だというふうに思っておりますので、西島園芸団地には頑張っていただきたいというふうに思います。

これから本市は西島園芸団地をどのように支援していくのでしょうか。市長の思いとこれからの計画、そして展望をお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） とにかく西島園芸団地が運営ができる形をつくる必要があると考えています。一昨日、小笠原議員の御質問に商工観光課長がお答えをさせていただいたところでございますが、現在、監査役から経営改善に向けた指摘、指導をいただきながら、職員が前向きに取り組んでいると聞いているところであります。観光、栽培などの各部門の職員がそれぞれ改善に向けた収支計画を立て、どういった方向で改善を図っていくか、社員が主体となって経営計画を立てる取り組みを始めたと同っております。また、会社の経営理念を掲げるといった提案もされているところでございます。こういった取り組みを積み重ねることで、社員一人一人が理念に基づき、自分たちの会社の経営をどうやって行っていくか、一丸となった取り組みが進むのではないかと考えており、西島独自の努力や意識改革で再建をされるのが一番で

あると考えております。機構としましても、経営が継続できるよう、必要であれば可能な支援を考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 先ほどの答弁では、西島園芸団地を応援していくというふうに捉えても大丈夫なんでしょうか。ぜひ本市もこの西島園芸団地をやると、支援していくと決めたのであれば、私たちが応援したいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、西島園芸団地に新しい監査の方が就任されたと思っておりますが、これまでの監査の進捗状況についてどのようになっておりますか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 西島園芸団地の監査役につきましては、現在内部の運営体制の把握、確認を行いながら、内部統制の体制づくりを行うとともに、7月決算に向けての準備を行っていると考えております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 決算が出た場合はまた報告のほうをよろしく願いいたします。監査員の方ともぜひ密に連絡をとり合って、健全な経営ができるように、市もしっかりと注目してよろしく願いいたします。

現在、園芸より観光が西島園芸団地はメインになっており、メロン販売やイチゴ狩りが有名になっておりますが、開園当時は農業を見せるをコンセプトとして経営されたとお聞きしたことがあります。私は、原点である農業に戻るべきだと考えております。

ここからは、原点に戻っていただくためにも幾つか提案をさせていただきます。現在もメロンやイチゴ、トマトなどの果実を栽培されておりますが、収入がよいイチゴは残し、施設園芸農業による作物をつくり、汗をかき、これを都内の高所得者に売っていくとともに、これを体験型観光にすることで二重の収益になると思っておりますが、この件について課長より答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 以前は施設園芸作物をつくっていたこともありますが、現在、西島園芸団地はメロン、イチゴ、トマトを主商品として事業を行っており、顧客もついている状況であります。また、メロンのブランド化が図れないかといった検討も行っております。作物により、西島園芸団地のような会社形態の生産者に向くもの向かないものといったこともあるかと思っております。いずれにしても、どういう作物をつくり、どういう取り組みをするかという

ことを最終的に決定するのは西島園芸団地になりますが、山中議員さんからの御提案については、西島園芸団地にもお伝えをさせていただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） メロンのブランド化を答弁されておりますけども、各都道府県のブランドメロン一覧をネットで検索すると、18都道府県、74ブランドあり、正直厳しい販路になるのではないのでしょうか。また、高知県としては夜須のエメラルドメロンが高級果物として確立しており、難しいと考えます。また、これは観光農園ではありませんが、新日本スーパーマーケット協会の消費者調査2014を見ると、購入率は、野菜は76.9%、果物が69.3%となっており、20代は野菜、62.5%ですが、果物は5割を下回るそうです。先ほども申しましたように、観光農園の統計ではありませんが、購入する方の目安にはなると思います。特にターゲットにした女性、野菜の購入率は8から9割なので、野菜を提案させていただきました。観光農園は、これからとるだけでなく、これを本市の飲食業と提携をし、取れたてを調理してもらい食べることで、飲食店にも消費金額は上がるシステムを構築すべきだと思います。また、この施設園芸農業には投資金額が必要となりますので、オーナー制度をつくり、投資金額に応じ発送し、その発送する中に本市独自の調理方法などを入れてみてはいかがでしょうか。また、このオーナー制度は年に最低でも1度来高していただき、生産者と一緒に汗を流し、大変さを知ってもらうとともに愛情を注いでもらう、観光ならではのストーリーをつくってみてはいかがでしょうか。市長や課長も言われましたように、農業もものづくりの一環です。ものづくりサポートセンターの意義もできると思いますが、この件について課長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 農家レストランを初めとして、地元産の食材を中心に料理等を提供している飲食店もあり、一定お客さんも入っている状況でありますし、取れたての農作物をすぐに調理して食べることができるというのは、消費者にとっても魅力的な素材になると思います。

しかしながら、西島園芸団地の取り組みとして行うことについては、作物の見直しや事業内容の見直しを伴うこともあり、飲食店との提携、オーナー制の導入も含め、西島園芸団地として取り組めるかどうかということになるかと思えます。いずれにしましても、この提案につきましても、西島園芸団地のほうにお伝えさせていただきたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） ぜひ提案のほうよろしくお願いします。日本人だけでなく、インバウン

ドビジネスにも挑戦していただきたいというふうに思います。

先ほど市長より、西島園芸団地の件については議長ほかの皆様には何人かには説明されというふうに言われましたけども、私は本当に一般市民の方から聞かされ、そこで言われたことが、議員はそんなことも知らんのかねと言われました。申しわけありませんと笑ってごまかしはしましたけども、全てを知ることは私も難しいと思います。言えないことももちろん、何か進めていくためには必要かもしれません。ですけども、議員に説明して、これはまだ公表しないでほしいのであれば、私たちは絶対にそれをしゃべることもありませんので、ぜひこれからは説明をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 15番野村新作議員。

〔15番 野村新作議員発言席〕

○15番（野村新作） 質問をさせていただきます。

まず初めに、がん検診についてでございます。

がんには、死、痛み、抗がん剤の苦しい副作用など、暗いイメージがつきまといまいます。日本人のおよそ3分の1はがんで亡くなっていて、その割合はここ10年低下しておりません。40代以降の人であれば、いつ起こってもおかしくない病気です。がんと診断されることが死を意味した時代のイメージが、今も人々の間に強く残っています。しかし、がんの多くは今や治る病気になりました。がんの診断から手術などの治療を経て、5年間生存している人の割合は、最も進行した4期を除くと、乳がんで約80%、大腸がんで75%、胃がんで70%です。ただし、肺がんや肝がんでは30%程度にとどまっています。平成18年、がん対策基本法が制定され、これまでのがん医療に対する患者の不満は行政を動かし、患者さんの意向を尊重した治療法の選択や生活の質の維持向上など、基本法は患者の視点から医療の実現を求めています。三大生活習慣病、がん、心疾患、脳卒中による死亡が全体の60%を占める。肺炎や老衰という死因の原因となるもののほとんどの原因も生活習慣病であるから、死亡の4分の3は生活習慣病と言っても過言ではなく、中ではがんが最も多く、日本人の生活習慣病の死亡数の約半分、全体死亡数の約3分の1ががんで死亡しております。がんがもし日本からなくなるとすれば、どのくらい日本人は長生きできるか、厚生労働省の計算によれば、男性3.99歳、女性3.01歳です。心臓病、男性1.54歳、女性1.61歳、脳卒中男性、1.02歳、女性、1.10歳と比べれば、倍以上長いことになります。今の日本において、がんがいかに重要であるか理解できます。

がんで死亡する人の数、がんにかかる人の数は、今なお年々増加しております。その理由は

何か。最大の理由は高齢化の到来で、がんは生活習慣病の代表ですが、意外にも忘れがちなのは、がんは成人病であるということです。成人病とは、年齢とともに急増する病気です。つまり、がんの急増は、がんにかかりやすいお年寄りがふえてきたためにがん全体も年々ふえているということで、例えば、がん全体死亡のうち、45歳未満は1ないし2%にすぎません。

資料によると、平成28年度高知県30市町村のがん検診受診率ベストスリーでは、肺がん検診1位、梶原町、推計受診率57.8%、2位、大川村50%、3位、四万十町47.8%。胃がん検診1位、梶原町34%、2位、日高村26.9%、3位、仁淀川町23.3%。大腸がん検診、1位、梶原町50.7%、2位、大川村44.2%、3位、……。子宮頸がん検診1位、梶原町54.3%、2位、大川村40.2%、3位、津野町36.8%。近隣香美市、香南市とのがん受診率の順位。肺がん検診、香美市35.8%、30市町村中13位、香南市34.4%、17位、南国市26.2%、23位。胃がん検診、香美市16.2%、10位、香南市16.5%、9位、南国市4.7%、27位。大腸がん検診、香美市23%、11位、香南市22.3%、13位、南国市10.7%、29位。乳がん検診、香美市29.8%、11位、香南市28.7%、12位、南国市14.5%、29位。子宮頸がん検診、香美市23.9%、14位、香南市28.8%、8位、南国市16%、26位。

南国市は下のほうに位置しているのはなぜでしょう。地方町村は人口が少なく、1人の受診でパーセントが上がるのは理解ができます。それにしても南国市は低いです。

平成29年度事務事業実績評価報告によると、事業の目的として、健康寿命の延伸と生活の質の向上を実現するため、健康づくりや疾病予防を推進する。事業の概要として、健康診査や各種がん検診を市内各地区で実施し、疾病の早期発見、早期治療につなげていく事業で、健康診査は生活習慣病の予防を目的としており、その結果によって、対象者には保健指導を実施している。がん検診では、健診の結果、精密検査が必要とされた対象者を確実に医療機関への受診につなげ、早期に治療してもらうよう働きかけております。また、市広報や検診会場等において、健康増進に関する正しい知識の普及活動のため、パンフレットの配布や健康教育を実施しております。受診率向上に向けて、一定の年齢の方に受診料無料の記念検診の案内や無料クーポン券の発行をするなど、受診勧奨をしております。事業の評価や今後の方向性では、効率性に検討の余地ありとあります。今後の方向性では、40代、50代の働き盛りの方の受診が少なく、休日に検診日を設けたり、クーポン券による個別の受診勧奨も行っているが、受診者数がなかなかふえないのが課題であります。大腸がんは検査キットの送付を行うなど、受診しやすくなったため受診者が増加しました。今後も特定健診とがん検診のセット健診をふやすなど、受診しやすいよう工夫し、平成30年度からは胃内視鏡検診も実施予定とあります。

次に、防災行政についてお伺いをいたします。

住所を奪われ、町は壊れ、友や家族は死に、仕事もコミュニティーもなくなり、どれか一つでも大きな出来事が一度に起きました。東日本大震災の発生から8年、プレハブの仮設住宅から復興住宅への移住も進み、大きな悲しみや避けられない困難の中で、人は何をもって過ごし、打ち勝とうとするのか。その究極の形として、理不尽に命や生活が奪われた震災という出来事があります。

災害対応という、特に急性期に注目されがちであるが、実際には住民の生活基盤としての支援及び受援の目標であることを意識しなくてはなりません。災害の種類や程度によっても変化するが、発生から支援チームの継続的支援開始までの時間は、東日本大震災においては3日程度であり、南海トラフ地震における想定でも3日ないし最長7日程度と見込まれております。すなわち、初めの3日、1週間を生き抜くためには、個人、あるいは集団としての自助が必要である。特に逃げる先に備えるという発想が欠落をしていると、大雨、洪水や津波被害の中で、垂直避難先、また避難所で支援を待つ間に、急変、死亡することもあり得ます。避難所では、被災者への支援過多が依存を助長し、自立を送らせることが懸念されております。避難所は病棟ではなく生活の場であり、地域であります。支援が目的でなく、被災者による地域による日常生活の復旧復興がゴールであることを肝に銘じておきたいと、支援に入った際に感じたと言っております。

大災害を予見可能性の観点から評価することは極めて難しいが、垂直避難を検討する以上、最上階に物資を置くことの必要性を痛感しております。沿岸部、川の氾濫など、浸水の危険がある病院施設は、最上階、逃げる先に備えを、数日分の水、物資。そもそも施設はどこにつくるべきか問題であります。避難する先にあらかじめ準備する。自分で逃げられない弱者の入る施設、保育所・園、病院、特養などは被害が想定される場所から移動すべきだが、南国市の場合はどうのように計画をされているか。津波避難タワー、小学校、施設での物資保管場所の現状と将来像はどうでしょうか。

訓練にも意味があるが、全てを想定することはできません。訓練もBCPもその内容以上に所属する組織の全体像やふだんのニーズを考える機会として、利用する役割を固定化し過ぎない訓練によって、統括本部の設置をその場にいる人で確立をする。役割に人をつける。短時間の垂直避難は、事前訓練なしでは非常に困難であります。例、階段ごとの一方通行化、周辺住民を巻き込んだ訓練、発災時予測や想定、人間の技術を過信をしてはいけません。被害想定は参考程度、現場ではすぐに全容はわからない。これがあれば大丈夫はあり得ないということで

す。例、十数メートルの防潮堤、エリアメール。自分の命を守ってよい。生き延びたその先に、周りの人と命をつなぐ東北地方の言い伝え、津波てんでんこ。自分の意思に従い、周りに尽力する人もとうとい。しかし、たとえ逃げ出しても責められるべきではない。茫然自失となり、動けなくなる人も必ず出ます。南国市の場合、消防署員、消防団員、職員に対し、どのような指導を行っているか。

以上、簡単でいいですので答弁をお願いをいたします。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。保健福祉センター所長。

〔土橋 愛保健福祉センター所長登壇〕

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 野村議員のがん検診の御質問にお答えいたします。

最初に、野村議員には大篠地区健康文化都市づくり推進委員会の委員として、本市の健康づくりに御協力いただきまして、この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

高知県では、1年間に亡くなる方のうち4人に1人ががんで亡くなっており、日本一の健康長寿県構想の5つの大きな目標の一つとして壮年期の死亡率の改善を掲げ、その中の4つの柱の一つとしてがん検診の受診率向上に取り組んでおります。がん検診を受けない理由は、1位、忙しくて時間がとれない、2位、受けるのが面倒、3位、必要なときは医療機関で受診するとなっており、がん検診の大切さが理解されていないのが現状です。本市でも、受診率向上の取り組みとして、休日に検診を設けたり、特定健診とのセット検診をふやしたり、クーポン券による個別の受診勧奨に取り組んでおりますが、野村議員の御質問にもありましたように、受診率は県下で下位、下のほうに位置しております。

人口が少ない自治体が上位に位置しているのは、やはり地域でのきめ細かな受診勧奨も理由の一つだと考えております。本市には、15の地区に健康文化都市づくり推進委員会があり、約260名の推進員さんがいらっしゃいます。皆さんがお一人受診者をお誘いいただければ受診率も向上すると思います。保健福祉センターはがん検診受診率向上のために、受診者の利便性の向上ときめ細かな受診勧奨の両輪で受診率向上を図っていきたくと考えておりますので、今後とも皆様の御支援、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） 野村議員さんの物資保管場所の現状と将来像についての御質問にお答えいたします。

津波災害に関しまして、津波避難タワーや山などへの緊急避難場所におきましては、津波想

定浸水深以上の高さにある場所に備蓄倉庫を整備し、順次備蓄を進めているところでございます。また、小中学校や公民館などの各避難所に対しましても、分散備蓄用の倉庫を順次整備し、備蓄を進めております。これら各避難所の備蓄倉庫は、地震、津波災害に対するものとして整備してまいりましたが、そのうち一部は物部川の洪水浸水想定区域内に整備したのもございます。本年度、昨年7月豪雨を受けて、洪水時の避難所の見直しを一部行っているところですが、それと合わせて2階以上の場所を一部お借りし、大雨、台風災害用の備蓄を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 消防長。

〔小松和英消防長登壇〕

○消防長（小松和英） 野村議員さんの消防職団員の避難行動に対する指導はどのようにしているかということについての御質問にお答えをいたします。

職員には、大規模災害時の活動マニュアル、消防団員さんには消防団震災対応マニュアルを示しているところであります。

その内容でございますが、消防職団員みずから逃げることの大切さを伝えるために、率先避難者となり、自分の命、家族の命を守るために避難行動を最優先するべきであり、みずからの命を守ることで、その後の消防活動において多くの命を救うことが基本であるという認識で行動することを原則としております。具体的には、津波到達予定時間の10分前までには安全な場所に避難を完了することや、海面監視をしない、また被災後の活動に備え、車両資機材等の避難場所を事前に決めておくことを定めております。

いずれにしましても、以前、高知新聞のコラムにありました、団員さん27名を失った陸前高田市の分団長の、命で命を守っても意味がないという言葉を重ね受けとめ、消防職団員も命を守るためにまず避難するということを示して、市民の意識も変わるように努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 野村議員。

○15番（野村新作） 答弁ありがとうございました。

がん検診についてでございますが、受けない理由で、忙しいとか面倒くさいとかいろいろありますけど、命の引きかえにということを考えれば、やはり命をとるべきじゃないのかと考えております。しかし、南国市民は言うときかんといいか、命知らずといいいか、頑固といいいか、そんな性格があるがやろうかね。これはもう受診率に如実にあらわれておりますので、また市としても受診率アップのために御足労をお願いをしたいと思います。

それから、消防長さんがおっしゃられました、とにかく命を守るということで、殉死という言葉がこれから先なくなるようお願いをしたいと思います。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 17番浜田勉議員。

〔17番 浜田 勉議員発言席〕

○17番（浜田 勉） 私の原稿では、お疲れになったことでしょうかというのが書いてありました。お疲れにならないでしようということから入っていかなければなりません。日本共産党の浜田勉です。きょうは私の祭日、傘寿の出番となりました。何か沸き上がるものを感じています。少しの間おつき合いを願っておきます。

私は、今議会通告いたしましたのは7点。順次追って進めていきたいと思っておりますが、恒例のグローバルの視点から、世界の特徴、あるいはその間の変化、あるいはもう一度我々一員が正すべきもの、そういう点でどうなのかいうことを若干触れておきたいと思っております。

まず、一昨日、土居君のほうから、そして昨日、中山君のほうから触れました、ヘイトスピーチについての問題であります。

これは、国内問題だけでなく、排外主義的な内容を含んでおりましたので、許されない行為であることは皆さん御存じのとおりであります。このヘイトスピーチについて、関西テレビは謝罪会見を行いました。今後このようなことのないように。送り手として、つまりテレビ局の側としてこういう放送で傷つく方がいらっしゃるという想像すらできなかった。低レベルの問題ですが、それが欠如していたと。コンプライアンスの担当を増員して、今後そのようなことがないようにやっていきたいというふうな陳謝の会見がありました。また、国連では、6月18日、グテーレス事務総長は、世界中で蔓延するヘイトスピーチに立ち向かうため、国連としての戦略行動を発揮し、ヘイトスピーチとの対決は決してやめないということを強調いたしました。特にインターネットやSNSなどを活用しての憎悪をあおる、車であおるというのがありますけれども、車であおる話ではありません。世界を戦争に巻き込むかのような言動が平然と国際世論をつくっていく。まさに絶対に許されない破廉恥な行動であります。それについて国連は断固として対決をしていくということを、行動計画等を述べています。そういう点で、私は市長や総務課長の一昨日の答弁等を、今後、もう一度振り返りながら、ヘイトスピーチ等の問題については厳密に評価をし、そして言論の場に登場できぬようにされることを願っておきます。

さらに、議会制民主主義の問題では、世界的に皆さんも、そんなんあるかやおんしゃあとい

うふうにお思いだっというようなことがいっぱいあると思います。例えば、トルコにおけるアンカラの市長選挙、イスタンブールにおける市長選挙、これも与党が負けたらそれは無効であるというようなことを平然と述べて、再選挙をやらすというふうなばかげたことが平然とやられている。あるいは、タイにおける民間民生議会なんていうふうな言葉がテレビでは流しますけれども、国会議員の3分の1は軍人で指定席。これで言えば、民主的な政権と言えるのか。もちろんこれはその国の判断でありましょうけれども。これは軍人独裁の継続、これを否定して民衆をいかに、それで変わっていかうとした政治的な動きをそのような形ですりかえた茶番劇というふうには言わなければならないのではないかというようなことも思います。まさに民主主義の危機、ヘイトスピーチや今述べたようにトルコにおける選挙、あるいはタイにおける軍人独裁の継続いうふうなことは、一応民主議会主義という立場をとる我々としては、これを黙過することはできないと私は思います。

あと、国際的な動き、あるいは国内との関連では、トランプの訪日、そして相撲観戦、あるいは居酒屋、いわゆる主従のような関係で、茶番な形における日米交渉。特に農業にあってみれば、これはもう完全に許されないような行動、つまり関税ノーというのが農業へまともに来てる内容であります。そして、それをいけにえにして自動車を守るというふうなことが、今のその会談の中の茶番劇の裏に潜んでいる、まさに悪魔の巣窟でありました。私はそういう点で、今の政治の流れについて、一人一人が厳密に評価をし、そして見詰めていくという訓練をしなければ、どのような形になってもへっちゃらよというのはばかげた証拠であります。そういう点で私は私自身に言い聞かせ、そういうことのないように努めていきたいと思っております。

では、本論に入ってまいります。

下枝というふうには書いておりますけれども、切りは必要な行為かということでもあります。事実、皆さんもこの行為について、言葉について、いろんな形でお聞きしたりしているだろうということで、私はこれを議員の皆さん20名、1名欠席でありましたので20名の方にこれについてお尋ねをいたしました。この言葉について、15名の方が知らん、あるいは言葉としては知っているが2名、実際に実行しているが1名、今後そういう対応をしていこうかなというふうに思っているが2名というふうなことで、下枝切りという言葉が、私は市民権を持った姿として登場するであろうと思っておりましたが、この下枝切りっていうのがそうでなかったということで、これは地域差にもよります。あるいは生活年齢にもよります。あるいは職業にもよって受けとめ方が違うということでもありますけれども、このことについて、南国市で下枝切りが地域に定着し、そして生きた言葉として存在しているところはどこでしょうか、これをお尋ねを

しておきます。

なおまた、この下枝切り等についての財政的な支援、そういう点で多面的機能支払交付金の活用等が可能ではないか、そのことについてお尋ねをしておきます。

次に、空き家対策の問題であります。全国では846万戸、住宅の13.6%とされています。この空き家は借り手のない未管理、あるいは不法住宅、あるいは猫屋敷となっているのはいずれも同じであります。その要因はどういのでしょうか。お尋ねをしておきます。

この空き家対策については、空家対策特別措置法のもとで、これが15年にできましたが、その後、措置法に基づく対応がされてきていると思います。そのことについて南国市ではどうであったのか、お尋ねをしておきます。

特にこの中で、私は新聞を読んでおまして、こういう空き家と類似をしていませんけれども、農地の管理の問題でこういう法律相談がありました。土砂が流出して、通行人が転倒して骨折をしたと。私のところの畑の土どめが壊れて、これはもちろん大雨等による、原因はそこですけれども、集中豪雨でありました。このことについての損害賠償の請求がされた。どうしたらいいんでしょうかという法律相談でした。それを読みますと、治療費、自動車の修理代、通院等を含めて8カ月の慰謝料、それについて、相談された弁護士さんの答えは、あなたは所有者であり管理者であったため、土地工作物責任の損害賠償を負います。その責任を負う可能性はありますというふうに明確にお答えをしておりました。その後は相手方との話し合いというふうなことになるわけですけれども、それを今初めに触れたように、特別措置法対象の条件となっていた家、空き家ということになりますと、これは行政的な責任が問われるんじゃないか。これは個人の範囲では、もういわば管理能力がない、所有意識もない、よそへ行ってない、あるいは転居先不明というふうなことで、全く処置なしという空き家が何ぼでもあるわけで、これからは神に誓ってではありませんが、何ぼでもふえることは間違いありません。転ばぬ先のつえではありませんが、先に打つ手はどういうふうなことがあるんでしょうか。

次に、四国中検の血液問題であります。

私は3月議会でマッチポンプと指摘をし、農業者の心情、大ごとじゃ、何ぞあったらわしら生活できんと、食料基地を守っている自負と不安、行政への不安を農業者サイドから指摘をいたしました。これは言い放しでは済みませんので、改めてこの四国中検との関係を農業者サイドから疑問として提起したいと思います。そして、答弁を求めるものであります。東のほうがかが30メートル、西は15メートルの田んぼ、そして横断が百何ぼですね。それで、結局3

反弱の田んぼが下のほう、海岸線まで行くわけでありますから、何キロも。そうすると、水路だけでも何十キロとなり、そして水田面積は1万反を超します。江戸時代の言葉で言えば1万石というふうになります。この1万反、そして数十キロの水路、これの権限をたかが30メートル、15メートルの農地の土地改良区が、オーケー、そうしたら行政のほうははいはい、ようござんすという形でそれを許可を出す。簡単に言えば、ナンセンス以上、ばかげた行為であります。これは、法律的にそうでありますからというふうなことよりも、常識の範囲から見ても、さらに許されない行為は、こういう農家が思う、大ごとじゃ、何かあったらわしらは暮らしができん、その思いとは全く関係なく進められた、つまり説明もしない。下部の1万反、そして数十キロの水路を持つ十指に余る土地改良区、あるいは改良組合、水利組合等とは関係なく、イエッサーがやられたということは、行政不信を招くというよりも招かないほうがおかしいと言わなければならないと思います。私は、そういう点で、この四国中検との関係、そのことについてどのようにお考えなのか。そして、今後への対応について、私はお尋ねをし、そして行政のあり方、透明性とそして市民生活への貢献、これを公務員としての立場から遵守していただくようお願いするものであります。

次に、ほ場整備について……。

○議長（岡崎純男） 浜田議員にちょっとお尋ねします。今、3項目めの質問は終わりでしょうか。四国中検に対する1問目の質問は終わりですか。次の項目。

○17番（浜田 勉） ああ、四国中検については区分して、今内容で全てを、3つについて包含をした質問のつもりです。

○議長（岡崎純男） 終わりですか。

○17番（浜田 勉） はい。

○議長（岡崎純男） そしたら、済いません。質問の途中でありますけれども、昼食のため休憩をいたします。

（「それなら、初めにやめちよいたらいいに」と呼ぶ者あり）

再開は午後1時であります。

午後0時 休憩

————◇————

午後1時 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番浜田勉議員。

[17番 浜田 勉議員発言席]

○17番(浜田 勉) 午前午後にわたって2度登壇できるという喜びを込めながら入ってきたいと思います。

ほ場整備についてであります。また、ほ場整備に絡む農業の実態と、それに行政がどう対応できるのかというふうな問題で、ある面お願いも含めて質問をさせていただきます。

国営ほ場整備は、今の段階ではもう仮同意から本同意へと移行する、そういう時期に入ってきました。このほ場整備については、本同意、そして南国全体、エリアが15工区になっておりますけれども、この15工区をまとめて運営をしていく、そういう土俵が築かれなければなりません。ほ場整備の実行部隊、受け皿、これを土地改良区が設置されるということが緊急なテーマとなっております。そこで、15工区の団体等が統合できる、そういうふうな客観的ないろんな各地域地域における状態などを把握し、そしてその意向を含みながら、全体としての統合、そういう役割が、今後、農地整備課には求められてくるわけでありまして。つまり、今までは指導という形、あるいは俗に言う縦からおろした内容で取り組んでまいりましたが、今後は横へ入って、そしてそこで土俵をお互いに築き上げていくというふうな役割が求められるということで、いわばおもしろい取り組みがこれから入っていくと思います。

今の農業者の生活感について、若干触れておきます。とりわけ耕作を移譲した農家、それも大規模農家で、昔大規模だった、いわゆる2町くらいの範囲から以下のもの、こういう人たちの生活実態を述べておきます。田んぼを売ろうとすれば、10アール当たり100万円、そして貸して加地子は最高が90キロ、1.5俵、そして1俵、半俵、15キロ、7.5キロというふうになっています。これは、余りにも自己を卑下する行為、みずからの生産の土俵を軽視するというふうな実態と言わなければなりません。つまり、自分の価値を自分が下げる。やむを得ないというふうな表現でそういうふうな、あるいは土地の貸借の相互の話し合いでというふうなことが言われますけれども、余りにも7.5キロなんていうふうなことが平然とまかり通るなんていうことは、これは労働者の賃金が1,000円であったものを300円ぐらいにするというふうなことと同じでありまして、これはもう農業者自身が農業放棄というふうになってくる、そういう思想になっているということを言わなければなりません。まさに戦前の悪徳地主が小作をいじめるシーン、これも話し合いでという言葉がついたシーンであります。そんなふうな、農業者の間における貸借が、矛盾するというよりは極めて深刻な関係が生まれてきてるというのが実態であります。

では、その農家の土地、今では財産というふうな表現をとりましたが、財産とは言いがたい

というような実態でありまして、今、農業者の田んぼの年間切り回し、年間必要な経費というのはどれぐらいなのか。サボろうがサボらなくっても、放置してもという言葉に変わりますけれども、10アール当たりの切り回し料は、南国片山を例にいたしますと、山田堰は負担2,700円、税金が1,000円ちょっと、土地改良組合等へ1,000円、それで4,700円です。あとN O S A I の共済掛金が187円、賦課金が150円というふうに、5,000円は優に年間要ると。放置した場合でも約5,000円というものが要ということが実態でありまして、加地子が7.5キロだとかいうふうなことは、これはもう当然、農業者として出し得ない行為であることは明白であります。

だから、私は加地子についても、もう一度お互いに研さんし合って上げていかないと、農業者という自覚よりもやめたという言葉で、ほ場整備そのものが犯されていくということを心配するものであります。まさにその実情はおだぶつ寸前であります。農家負担がこれ以上かかるとしたら、この国営ほ場整備事業そのものを否定する行為となると言わなければなりません。つまり、今の負担行為、これ以上のものが来るとしたら、支えることができない負債財産を持ったまま、おだぶつ直行というふうになるわけであります。

この農業の持っている多面的な機能、これについての再評価というものを含めながら、ほ場整備問題を考えなければなりません。緑なす田園風景は癒やしとなり、環境保全、水田はダム機能としての自然を守り、育てている、そういうふうな積極的な役割を果たしています。

そこで、提案です。人、物、能力、全てを市のほうが受けて立つ、その方向以外に今の土地改良区の設立と運営、その機能を持ち合わせることはできないと思います。私はそういう点で、市当局が全面的に受けて立つ、そうでなければだめよということをお願いをし、そしてその決意をお聞きするものであります。

また、ほ場整備に参加したのは15工区でありますけれども、ほ場整備に参加できなかった土地改良組合もあるわけです。また、ほ場整備とは別個の形の田村堰などがあります。ほ場整備に参加できなかったということは、組織、その改良組合、改良区等の力量が普遍的でなく、そして言うなれば日常的な機能を有し得ない状況下の中で参加できなかったという姿がつけられています。そういうことになるわけでありまして、また田村堰に至っても、実務的な機能、これを管理し運営することは極めて困難というふうに言われています。香南市では、旧の香我美町が主に農業関係の部署、農業関係が集まったところではありますが、そこでは各土地改良区等の集約実務をやっているということで、農業者の運営を代行するというか、そういうふうな機能が現実に働いています。南国でも、壊れてしまう前にそういうふうな組織をまとめて管理

する、そういうふうなことが強く求められています。これは、5年以内にやらなかったら6年目にやらあというふうなことやったら、これはもう葬式の後ですというふうに私は思います。そういう点でこれも含めて、今後、農林水産課を中心にして検討を求めたいと思います。

では、次に傘寿は悪かということではありますが、私が傘寿ですから、悪いものではありませんというふうに言わなければなりません。昔から8020という言葉があります。80歳にして20本の正常な歯、これが健康のバロメーターというふうに言われてまいりました。今は8050、ひきこもり、就職氷河期の氷が解けて流れ出したというふうな、その氷河期の困難な条件が隠せなくなって、生活実態の表にあらわれてきたというのが8050の表現だと思います。また、80歳については、高齢者の交通事故という場合は、80歳というのを何か狙い撃ちに書いているように、私は80だからというふうに思うかもしれませんが、80歳という表現が結構出てまいります。私はそういうふうな点で、交通事故イコール高齢者80歳というんじゃなくて、高齢者と表現が重なってくれば高齢者は萎縮するだけというふうに思います。

また、何か免許の自主返納論が拡散をしています。自主返納こそ神のお告げのごとく、もう返納すべきじゃないかというようなことがよく言われますけれども、実態は甘いものではありません。返納したら生活圏は隣の5軒ではありません。いわゆる江戸時代のような5軒で生活が成り立つわけではありません。スーパーマーケットへ、あるいは病院へというふうな遠距離の足が急いだ形で求められてまいります。そういう点で、私は高齢者の免許返納論については、それに対応できる内容等が組み込まなければならないと思います。きのうも企画課長のほうから秋の南国市営の車の問題について、あるいは恒夫議員のほうからは買い物と医療コースへの、いわばパスポートのようなこと、そんな提案等がされました。私は高齢者をおりの中に置くな、おりから出せ、放し飼いにせよ、ともかく人と話せ、これが最高の行政サービスだと思います。これを傘寿は悪かというふうなタイトルを持ったのは、私はそういうような点で負けてたまるかという思い、つまり悩める傘寿に夢とロマンを行政は積極的に行使していただきたい、それを期待しているという意味で質問をいたします。行政のあり方、私の今の思い、受けとめてお返事をいただきたいと思います。

次に、TPPと日米FTA、いわゆる食料自給論について触れておきます。

この食料自給論っていうのは、アメリカのブッシュ大統領が言った言葉、極めて皮肉たっぷり。日本の総理大臣がアメリカへ行って、ブッシュと会談をする前の日にブッシュは演説をし、主権国家とは食料を自給できないと言えないとまで平然と言われたのは、食料自給率の私の一番ショッキングな、そして一番新鮮な、主権論をまともについた意見、発言というふうに受け

とめたことを思い出します。

このTPPと日米FTAは、簡単に言えばアメリカファーストの独走、トランプのひとり勝ち、安倍政治のへつらいと、抱きついても抱きついても何ら日本への貢献はないと言っても過言でない国際関係。主権を売り渡し、農業をいけにえに車の関税を負けてもらうという浅はかな商取引がやられようとしているというのが、これがTPPと日米FTAであります。TPPについては11カ国で発足をいたしました。アメリカは離脱をいたしました。そして、安倍さんは、トランプさんは国際的な感覚が鋭いから、私が説得してTPPへ引き戻すなんていうような雑言を吹いておりましたが、一瞬にして吹っ飛ばされてしまいました。つまり、何のことはありません。そのような話、参議院選挙まで置こうじゃないか。

この間の日本へのトランプの、いけば遊覧飛行というか、お遊びというか、来た内容は、相撲の観客席をぶち壊して、升席をぶち壊して椅子へ座る。そして、感謝状を渡すときには、1人が渡すんじゃなくて付き添いまで行って渡す。あるいは、この日本の今までのしきたりであった相撲、そういうふうなことを壊してはだめというふうなことを、相撲協会は女性が土俵へ上がってもいかんというようなことをまだいまだに言うておりますが、その程度の連中であります。それが一気にトランプが来たら、はいどうぞ、升席を壊して結構です。ええ、上がって構いませんというふうな、履き物までいろいろ問題になるような状況でした。国際的に有名であったシラク、フランスの大統領は、相撲ファンとして2階の貴賓席で見たことがありますけれども、トランプについては別興行、いわゆるへりくだった日本の姿があの中に出されてしまいました。あの升席の周辺はトランプの守りさんで埋められ、日本の聴衆は関係なく、あるいは相撲の順番も関係なく、相撲とりがあの中の上で待たされるというふうな、全くルールを無視したことがやられたという、まさに観光旅行であったということは明確であります。

そのおつりが日米交渉。そして、選挙が済んだらというおつりで終わったということでありまして、私はこのTPPと日米FTA、あるいは食料自給率の問題は、私たちはいつもそのことについて目を配り、そして国際関係も含めて農業を守り、そういうふうな視点を強めなければならないと考えています。その食料自給率の問題とあわせて、日本の食料の自給率の変遷、それらについて報告をしていただきたいし、同時に評価があれば評価もしていただきたいものであります。

次に、小農の果たす役割、小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言、これは2018年12月、国連総会でされました。その後、国連で家族農業10年に関する決議がされました。つまり、小農の果たしてきた役割、これを権利宣言という形で表現し、自己の果たしたことへの誇

りを表明したものであります。小農は土地や水、自然環境、種子に至るまで、農業者としての権利を明確にしています。今までは小農についての位置づけは全くありませんでした。この土地や水、自然環境、その守り手としての小農の役割、これを評価したことは画期的で実に歴史の大きな歯車の進歩であります。小農はまず至上主義を原理としておりません。自給的な農家で土着で、生態系や自然の守り手であります。そして、その恩恵は全国民が共有の喜び、財産として享受してまいったのは今までの家族農業、そして今後の家族農業の姿であります。大型農業というのは至上主義、市場のほうを向くけれども、国民のほうへ目を向けることはないと言われております。そういう点で小農の果たしてきた役割、これについての評価を課長のほうでしていただきたいものであるということを申し上げておきます。

次に、ヤマサキ農園、つまり養鶏場の終末はきれいにしようよという提案であります。私はあえて終末、終末というのは葬式を指して終末というわけでありませぬ。いわゆるラストスパート、それをきれいにやっていこうじゃないのという、言えば最後の段階へ来ているんじゃないか。もうあわせて約半世紀のざわめきであります。まさか行政の緩慢さを指して、行政を継続しているだけというふうなことを言うわけではないと思います。そんなことであつては、行政は何をしてると、何ちゃあせんずつ日がたつたばあかやということになるわけでありまして、私は市民の生活圏を早急に回復へと求めたものであります。西川議員のほうから御質問等がありました。それらについてお答えを私も拝聴いたしました。だが、私はやはり、このヤマサキ農園の歴史的な経過、つまり約50年にもならんと思ひますけれども、の段階、高知の絶海で公害問題等があつて、あそこを去らなければならないという実情が比江のほうへ移ってきた。言うならば、公害の経験を持った形で比江のほうへ登場したと。で、なお、おもしろいことに、このヤマサキ農園が政策金融公庫からお金を借りるとき、地域の賛同というものが必要であるというときには、八京のほうで。比江のほうではそれにイエスという返事をしていないということであつたようです。そういう不純な中身を持ちながら、政策金融公庫からその経営資金を受けて、そして始まっていくわけです。そして、その鶏舎の中には、赤線も青線も含めたまま、その鶏舎の一部としてやられていく。赤線、その当時は国のもの、今は市のほうへ移譲されておりますけれども、そういうな点で、この赤線、青線の管理については厳密にされ、そして個人が犯すことのできない国有財産への侵害、これがこのヤマサキ養鶏場の中では長期にわたつて、当初から現在に至るまでまかり通る、こんなことを普通ではないと言わなければなりません。じゃあ、どうしてというふうな、そこまでいきますと、話せば長いことがらになりますので、私はそういう赤線の放置がされてきたことについてどのようにお考えなのかということとは

触れておかなければならないと思っております。

そして、公害問題が言われ出して、その公害と言われ出してからの経過はどうでしょうか。

また、赤線を使用しての農地への通路、赤線が言うならばヤマサキ農園の私物化のように扱われるという中で、竹やぶとなり道路は塞がれ、いわゆる個人の私有財産、私有農地を管理することすらおぼつかないという状況が生まれています。そこで、その方は自分で橋をつくって、そして危険な状況の中で、そこから農作業に入っていくというふうなことがやられているようでありまして、私はこの赤線の管理の問題、そして管理の問題の不便と、そうでしょうね、やっぱり。不便をカバーする内容としても、その個人の農地への通行、これの保証はしなければならぬと思います。そのような点についてお尋ねをいたします。つまり、繰り返しますと、ヤマサキ農園の来ての経過、あるいは財政的な仕組みと市のタッチしてきた内容、参画の中身、そして隣地の農地への通行妨害についての対処はであります。

以上で私の1問目の質問は終わります。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。建設課長。

〔西川博由建設課長登壇〕

○建設課長（西川博由） 浜田勉議員の質問にお答えいたします。

まず、下枝切りのことですが、大きな木の枝の道路へ出てくる分の処理についてということでの答えをしたいと思います。

小笠原議員からの質問でもお答えしましたけども、道路へ出てきておる枝につきましては、緊急を要するもの以外は、地主様等に連絡をして、所有者の方に処置をお願いしておるところでございます。空き家になっているところにつきましては、御近所等に聞き取りをして、関係者に連絡をさせていただいておるところでございます。

続きまして、養鶏場の赤線のことでございます。

農道が敷地内にあることにつきましては、先月、地元の方より連絡があり、確認をいたしました。地元の総代様にも確認し、つけかえ等が必要であることを農園様にはお伝えしております。しかしながら、敷地内に農道が残った時期、いきさつについて、十分な把握がまだできていないため、今後は関係部署において確認、協議をまいります。

また、関連しまして、通路の件につきましては、具体的な情報を把握していないため、当課の事業ではすぐに対応は不可能であると考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 農地整備課長。

〔田所卓也農地整備課長登壇〕

○農地整備課長（田所卓也） 浜田勉議員の御質問にお答えします。

下枝切りに多面的機能支払交付金が活用できないかという御質問ですが、当該交付金は、農業振興地域の農用地の農地、水路及び農道等の補修維持等の取り組みに活用する制度でありますので、基本的には交付金の活用は難しいと考えておりますが、制度を活用できる部分があるかどうかは、その土地のケース・バイ・ケースになってくると思いますので、また農地整備課のほうまで御相談いただければと思います。

次に、ほ場整備事業に伴う土地改良区設立に対する市としての姿勢はという御質問ですが、国営ほ場整備事業の実施に伴いまして、事業負担金の徴収や換地業務の清算、また施設の維持管理を行う組織として、新たな土地改良区の設立が必要であると考えております。この2月には、各ほ場整備委員会の代表者等から成る土地改良区設立準備会を開催し、そこで土地改良区設立に当たっての市の考え方を一定示させていただきました。準備会では、ほ場整備を行う地区は複数となることから、事務の効率化や経費節減、また地元負担を軽減するため、ほ場整備エリア全体で一つの土地改良区を設立する方向性で進めていきたいと説明したところであります。市といたしましても、新たな土地改良区の手務の一部を市が担うなど、地元への負担をできる限り軽減する方向での検討も進めておりますが、土地改良区設立準備会や各地区の水利組合等の皆様方の御意見もいただきながら、本市に合った組織の形を検討してまいりたいと思います。

次に、国営ほ場整備事業に入っていない地域の土地改良区等の既存組織が、近い将来、組織の維持が困難になってくるということに対して、どのように考えているかという御質問だと思いますが、市としても大変大きな問題であると認識しております。国営ほ場整備事業の本来の目的は、事業を契機に本市の農業振興を図ることです。事業が完了するまでには長い期間がかかりますが、その間にも農業を取り巻く情勢も大きく変わってくるものと思われま。他市町村の状況も参考にしつつ、新たに設立する土地改良区や既存の組織のそのときの状況に応じて検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

〔若枝 実都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（若枝 実） 浜田勉議員の空き家の実態と地域環境についての御質問にお答えいたします。

本市の空き家の実態についてですが、平成29年度に実施いたしました南国市空き家等実態調査によりますと、総建物件数は2万999軒、そのうち空き家件数は1,272軒で、空き家率は

6.1%という結果でございました。空き家がそのまま放置され廃屋となった建物への対応についてでございますが、本市では空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、建物の所有者等を税務課や法務局で調べ、建物の現地調査を行いまして、建物の所有者が判明すれば電話や自宅を訪問するなどして、建物の状況や空家特措法の概要を説明し、事情等をお聞きした上で適切な管理をしていただくようお願いをしております。

空き家になっている要因についてでございますが、まず家屋所有者の高齢化が上げられます。これは、核家族化が進行する中においては、親、子、それぞれが家を所有するという構造が当たり前になり、高齢者の単身世帯が増加し、住人の死亡や入院、施設への入所により誰も管理する者がいなくなり、空き家となるケースでございます。次に、相続問題が上げられます。これは、相続する者がいなかったり、相続で親族間にトラブルが発生して紛争になったり、また住民が死亡した後、相続の手続がされずに空き家がそのまま放置されるケースでございます。それから、新築の供給過多と中古市場のバランスが上げられます。これは一般的に日本においては新築住宅への人気が高く、一方、中古住宅はまだ流通量が少なく、売れないため空き家となるケースでございます。

南国市空き家等実態調査で判明いたしました1,272軒の空き家のうち、1,100軒につきましては不動産登記簿情報や課税情報等で所有者と思われる方が判明いたしましたが、この中にも所有者が既に死亡している場合もあることや、残りの172軒につきましても、所有者が所在不明であるのか相続人が不存在であるのか把握できていない状況であり、全てを把握してございません。今後は、所有者等が不明な空き家につきましては、住民票情報や戸籍謄本等を住民基本台帳法や戸籍法といった既存法等に基づき提供を求め、所有者等を把握する必要があると考えております。

適切な管理が行われていない家が倒壊し被害を与えた場合は、空き家の所有者、または管理者に第一義的な管理責任がございますが、所有者が行方不明であったり所有者が既に死亡し相続人が不存在であったりする場合には、責任が誰にあるのか明確ではございません。このような所有者所在不明、相続人不存在の空き家がそのまま放置され、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家につきましては、今後は特定空き家と認定し、略式行政代執行や財産管理人制度を活用していくことも必要であると考えております。

次に、四国中検への対応と1級農地についての御質問にお答えをいたします。

事業者の高知市からの移転につきましては、平成29年度に最初の相談が高知県にあった案件で、権限移譲を受けた平成30年4月1日以降は本市が相談を引き継ぎをいたしました。都市計

画法第43条の許可申請をする場合は、開発に伴う排水の一時放流先の水路管理者の同意書が必要でございますが、水路管理者が排水同意をするか否かを判断するに当たっては、参考として一時放流先の水路が存在する地区の土木員や土地改良区の方等に意見書を求めております。これは、国の通達に調整の範囲については、原則として一時放流先において影響を受ける範囲に限定することとあることから、今回におきましても、一時放流先における地元土地改良区の方からの意見書を求めておりました。また、あわせて事業者側に対しましては、周辺地域に十分な説明を行うよう指導しておりました。許可をおろしたその時点におきましては、許可申請書に必要な書類がそろっており、開発事業者からの報告書により、周辺地域にも説明されていると判断し、許可をいたしました。立地場所につきましては、もちろん公共下水道が整備されているところへ排水することがベストであると考えております。公共下水道が整備されているところへ移転を促すことはできますが、強制することはできないため、今回の案件につきましては、立地基準の許可要件を満たしている場所での申請であり、許可せざるを得ませんでした。

今回の問題を鑑み、広範囲に農業が営まれている農地を流れる水路は、単なる排水路とは異なり、そのほとんどが農業用水路として役割を担っており、水路の水は農作物に使用され、また農業者が直接触れる水となることから、本市といたしましては農業用水路に流れる水について配慮する必要があると考え、今後、このような問題が発生しないよう、建設課と連携を図り、排水の同意につきましては、より慎重な判断が求められていることから、都市計画法第32条に基づき、公共施設の管理者として排水同意を行う際の指針を作成をいたしまして、本年2月25日からこの指針に基づいて判断することといたしました。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 浜田勉議員の御質問にお答えいたします。

まず、食料基地についての御質問でございます。

南国市に広がる広大な平野である高知平野は、江戸時代初期には荒涼とした大地が続いていた土地でありましたが、藩政改革に取り組む中で、かんがい用水と新田開発を強力に推し進めた野中兼山によって創設されたものでございます。このかんがい用水をもとに、本市では広大な農地が広がることとなり、農業を基幹産業として発展してまいりました。その農地では、食の安全、環境の保護、生物多様性、地下水の供給などの公益的機能にも貢献しているところでございます。

御質問の四国中検の建設予定地につきましても、物部川統合堰、いわゆる町田堰で取水した

物部川の水が用水として流れ、その下流域に広がる農地は多くの食料を生産し、県内外に送っている。まさに浜田議員の言われる食料基地にほかなりません。そして、この農地では、ほ場整備事業などの取り組みも含めて、本市の農業政策の上でも重要な地域として認識をしているところでございます。

また、ほ場整備を実施した地域では、用水と排水を分離した用排分離方式をとっておりますが、本市における一般的な用水の取水につきましては、用水から水田に入った水が排水として再び次の用水に入るという形で、排水を用水が兼ねる、水のリサイクルをしながら最下流まで流れていくこととなります。そして、現在本市で進めている国営ほ場整備事業でも、広い計画区域の用水の水源としても計画されている農業用水でございます。

次に、TPPと日米FTA、そして食料自給率、それから国連の家族農業10年についてという御質問でございます。

まず、自由貿易協定FTAにつきましては、貿易の関税などの障壁をなくす取り決めるをすることでございますが、貿易拡大、経済成長が期待できる一方、安い輸入品が入り、打撃を受ける産業分野も出てくるのが懸念をされております。そして、米国はTPPからは離脱をしておりますが、日米二国間の貿易協定交渉では、農産物のTPP以上の成果を求めるなど、日本の市場開放に強い意欲を示しておるところでございます。

そこで、御質問の食料自給率でございますが、終戦直後の1946年には88%という数字でありましたが、1965年には73%、それ以降は緩やかに下がり始め、現在は横ばいで推移をしている状況ですが、日本の2017年の食料自給率といたしましては、カロリーベースで38%でございます。これは62%を海外からの輸入に頼っているということですが、主要先進国の中でも最低の水準となっております。食料自給率が下がってきた理由といたしましては、やはり食の欧米化によるものが大きいと言われておりますが、さまざまな対策がとられてきた中で、なかなか自給率が好転しない理由といたしましては、高齢化による農業生産者の減少、またそれに伴う耕作放棄地の増加といった農業そのものの衰退が上げられます。また、TPP、EPAなどの協定によって参加国間の関税が撤廃されることで、海外産の農産物が輸入しやすくなることも食料自給率のさらなる低下につながっていくと懸念をされております。協定の発効で日本と世界の垣根がなくなり、安価な物流が可能になるというメリットはありますが、その裏側には輸入元の国の天候不順などによる不作や戦争などの情勢の変化によって輸入ができなくなった場合には、途端に食料不足になるというリスクがあることをしっかり認識しなければなりません。

また、国連の言う家族農業につきましては、国連では、昨年12月に開かれた国連総会で、2019年から2028年までの10年間を家族農業の10年とすることが採択されました。国連におきまして、家族農業は家族が経営する農業、林業、漁業、養殖、牧畜であり、男女の労働力を主として用いて実施されるもの、農業労働の半分以上を家族が担っている形態という定義がされております。また、国連は、2016年から持続可能な開発目標、SDGsと言いますが、これを掲げておりますが、SDGsにおいても家族農業は環境的持続可能性、食料保障、貧困削減の実現に貢献するとともに、SDGsの17の目標実現におけるキーアクターと位置づけをされております。地域に根づき、食料を供給する家族農業は、古くからある農家のスタイルでもあり、何よりも地域資源や環境に密着した持続性の高い農業であると言えますが、必ずしも家族農業が小規模農業ということではありませんし、大規模な家族農業も存在をしております。そして、現在、日本の農業経営体138万のうち家族経営は134万で、98%を占めており、農業の構造改革が叫ばれる中、数の上では家族農業は依然として主流となっております。

その家族農業を守ることは、食料生産の担い手を救うことになり、地域社会の安定に寄与し、また貿易の自由化が進みつつある中で、この家族農業の価値を見直すことで、安心、安定した食料の供給、ひいては食料自給率向上にも貢献できるのではないかと考えます。そして、現在本市が進めているほ場整備事業との整合性としましては、確かに営農計画の上では資本的つながりによる農業である企業の農業参入というものも想定しておりますが、単に大規模経営の生産者を育成することだけを目指しているのではなく、条件整備をすることで地元の担い手や新規就農者等が効率化を図りながら規模拡大をし、地域に密着した稼げる農業を継続していけるようにすることが大前提であり、家族農業という定義に沿ったものでもあると考えております。

次に、ヤマサキ養鶏場についての御質問でございます。

ヤマサキ養鶏場に対する訪問、また指導につきましては、現在も市の環境課、家畜保健衛生所と連携をとりながら定期的に行っているところでございますが、移転についての経過といたしましては、先日の西川議員への御答弁で申し上げたとおり、現在のところ大きな進展といったところがない状況でございます。

施設の整備に係る支援はという御質問でございますが、農林水産課といたしましては、畜産を振興していくという立場でもございますので、ヤマサキ養鶏場が南国市の鶏卵生産の過半を担っているということや、卵を使用したスイーツなどの6次産業化にも取り組んでおられることも踏まえまして、共存の道を見出せるよう、またヤマサキ養鶏場にとっても要望に基づいた

支援にできるよう、家畜保健衛生所とも連携をとりながら協議を進めているという状況でございます。そして、移転を決断された際には、新たな施設の整備に対しましては、県の補助事業の活用等、支援の用意がある旨の御説明もさせていただいているところでございます。今後も環境課、家畜保健衛生所と連携をとりながら、臭気の対策指導等も含めて、継続して進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

〔島本佳枝長寿支援課長登壇〕

○長寿支援課長（島本佳枝） 浜田勉議員さんの高齢者についての御質問にお答えいたします。

本市の高齢化率は5月末現在で30.8%であり、65歳以上の高齢者人口1万4,564人のうち75歳以上の後期高齢者人口は7,437人と、高齢者の半数以上を占めています。高齢化の進行とともに、運転免許の返納による移動手段の確保や、先ほどの御質問の中にもありましたように、8050問題と言われる高齢の親子世帯の中で孤立や生活困窮する世帯の問題が顕在化しており、課題であると認識をしております。今後は、みずから支援を求めることが難しい方を適切な支援につなぐ対応が重要になってくると考えております。

運転免許の返納につきましては、御家族から交通事故が心配される高齢者の相談があった場合は、地域包括支援センター、医療機関、警察署交通課、免許センターなど、関係機関で連携し、早期治療や認知機能の低下に起因する交通事故の発生を未然に防止するための対応を行っております。また、南国市社会福祉協議会にある安心生活サポートセンターや高知県社会福祉協議会が行っている南国若者サポートステーションでは、ひきこもりの方やニートなどに関する御相談に対応し、状況に応じた支援を行っております。

平均寿命が延び、長寿社会を迎える中で、高齢者を取り巻く問題も複雑多岐にわたり、困難事例の相談も増加しております。住みなれた地域で暮らし続けることを希望する高齢者の方が、安心して生活できる環境づくりが必要と考えており、今後におきましても関係機関と連携を図り、高齢者の生活を支援していく体制の整備に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） 浜田勉議員さんの高齢者の車の運転についての御質問にお答えいたします。

平成29年3月に道路交通法が改正され、75歳以上の高齢者が免許更新時に認知機能検査を受

けた際、違反の有無によらず、認知機能の低下度合いにあわせて認知機能検査や高度な高齢者講習を受けることが義務づけられました。また、高齢者の運転免許については、近年、自主返納が進められ、高齢者の運転免許自主返納数は道路交通法の改正以降、大きく増加をしております。しかしながら、日常生活を自家用車に頼らざるを得ないさまざまな理由から、免許返納に踏み切れない方も数多くいると思います。

高齢者の運転において課題となるのは、加齢による認知機能や判断能力の低下などです。これらは免許更新時の高齢者講習において指導を受けることではありますが、日常的な自動車運転においても常に気をつけていただくこととございます。近年は先進安全技術を搭載した安全運転サポート車も広く普及し始めており、機械の面においても交通事故の軽減が可能となりつつあります。

本市の取り組みといたしましては、昨年秋に、南国警察署ほか関係団体とともに、高齢者世帯への交通安全啓発の訪問を行いました。今後とも高齢者ドライバーの一人一人が御自身や周囲のことを考えた自動車との付き合い方をサポートしていけるよう、関係機関と協力して、高齢者の交通安全対策を積極的に推進してまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 環境課長。

〔谷合成章環境課長登壇〕

○環境課長（谷合成章） ヤマサキ農場の悪臭等の問題についてでございますが、まず議員さんのほうからいつからという御質問でございます。昭和53年5月に地元住民から陳情書が出されておりますので、そこから換算いたしますと四十数年になるのかと思います。その後、昭和60年7月に公害防止に関する請願書が提出されており、そして御承知のとおり、昨年12月議会で請願書が採択され、今議会で西川議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、高知県中央家畜保健衛生所、農林水産課とともに、移転も含めた悪臭防止の設備改善指導を、去る5月14日と28日の2回、行ったところでございます。

先ほど農林水産課長も申しましたが、現在のところ大きな進展は見られません。ただ、答弁が重なりますが、多年にわたるこれまでの経緯を踏まえて、できるだけ早い時期の決断をお願いをしておるところでございます。今後につきましても、各関係課、関係機関と連携いたしまして、継続して移転も含めた悪臭防止の設備改善指導を行ってまいりますので、いましばらくのお時間をいただきたくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田勉議員、持ち時間は11分となっておりますので、質問、答弁ともに簡潔にお願いをいたします。

○17番（浜田 勉） はい、わかりました。

御答弁をいただきましたが、答弁は模範解答みたいなもので、確かに親切なお言葉をいただいたというふうには受けとめることができます。

ただ、気になる答弁内容についてです。私は特別に加齢という言葉について気に食わんという意味ではありませんけれども、加齢という言葉、病院でどこぞの先生が加齢と言うた。言うたら、もうあの人嫌いというふうなのが、もう世論一般の言葉です。男で嫌いという言葉聞きませんが、女の人では、我々と同世代、ちょっと下くらいの人は、あの先生はね、あこなんか行かれんで、ずっと加齢加齢言うて、それで片づけてなんちゃあ診てくれんていうふうな言葉があります。だから、加齢という言葉については、私が気に食わんということじゃなくって、表現として余り褒められたことではないし、医療の言葉として扱うべきではないんじゃないかというふうに思います。それとは別にします。

農林水産課長の中で、私は今後、表現として考えていただきたいというのは、食料自給率と関税の問題で、外国から入ってくる問題、この取り扱いのときに、一方で安く入ってくるからいいんじゃないかというのを、そういう発言がありました。そのことについて、関税そのものはそういう性格ですけれども、やはりその国の主権国家としてどうなのか。これはよく言われるのは、デンマークの農業です。デンマークでは、小学生が卵1個を買うのに、デンマークの卵はたしか日本円にして80円以上でした。ドイツから入ってくるのは十何円だと。EUの中でも関税のないのにそうです。そういうふうなことで、どういう表現だかわかりませんが、そのときにデンマークの小学生は学校の授業の中で、先生、うちの近所の農家の人がそういう値段でないと生活できんのに、その安いのがを勧めるのはおかしいんじゃないですかという質問があったというのがありました。私はそういう点で、それをデンマークの小学校の、たしか4年生ぐらいだったと思いますけれども、それを聞いたときに、さすがデンマークだなというふうに何となくにっこり笑ったことでした。

環境課長のほうから御答弁いただいた分の中で、私はそういう経過、いわゆる53年5月陳情、そして公害防止という経過、そして四十数年になりますねというふうな言葉を漏らしながら次に出た言葉は、いましばらくお待ちくださいと。これもう、いましばらくじゃないで、こらあ。四十数年というのを指折り数えて報告しながら、一方でいましばらくというのが同時期に出るというのはどうかと思いました。僕はそういう点では対処の方向が、確かに早急に対処していきたいと、言葉で早急です。いましばらくが四十数年ということになるわけでありますから、そういう点では行政の緩慢というふうに言われても、それに反論するところはありません。努

力はいたしましたというふうなことでは、やはり僕はいただけないんじゃないかと思しますので、そういう点では、環境課長の問題ではありません。この地域住民の生活環境を守るというふうな視点から見て、全ての課がそういうふうに対応していくという、横のつながりってというのが何か別個の形で存在してると。横のつながりが余りないんじゃないかというふうなことを、この御答弁をいただきながら何となく思わざるを得ませんでした。

そして、答弁抜きというふうなことは言いませんけれども、空き家の倒壊で事故が発生した場合の責任はどうよというのをお尋ねしたつもりでありますけれども、ニュアンスとしては確かに責任はというより行政的に対処していかなければならないというふうな薄い言葉ではありました。実際それについての対応というのはどうなんかということは、2問目でお尋ねをしておきます。

それと、都計のほうであります。都計の第32条、四国中検との問題で、第32条で判断をするというふうに言われました。あなたは第32条を知ってるわけです。私は第32条を知りません。そのときには、第32条とはこうでというふうなことを言わないと、俺は知ってる、おまえは知らない、黙って聞いておれと、これじゃあ困ると。だから、第32条を説明してください。

○議長（岡崎純男） 答弁時間がありませんので、質問はもう……。

○17番（浜田 勉） オーケー、やめます。じゃあ、よろしく。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 第32条というのは公共施設の管理のことでございますけれども、今回お示ししたのはそれに基づく指針をつくったということでございます。指針を、排水を同意するための基準というものが明確なものがございませんでしたので、それを普通の民家の場合、それから店舗の場合、それ以外の場合というふうの場合分けして、こういう場合はこういうふうなときに同意をしましょうというのをつくりまして、これを建設課と共有して、本年の2月25日から共有を始めておるところでございます。

○議長（岡崎純男） 空き家に対する責任。

○都市整備課長（若枝 実） 空き家でございますけれども、空き家を放置しまして、それでほかの方に被害を与えた場合につきましては、先ほども申しましたけれども、もし所有者、それから管理人がおる場合は、その方に管理責任をとということでございますけれども。そういった管理者が不在と、それから所有者も不明という場合につきましては、将来的には、これは大きな問題になってまして、責任につきましては行政のほうにも問われるおそれがございますので、そういった空き家については、今後は略式行政代執行という方法がございますので、そう

いうことを活用しまして、空き家の除却等をしていかなければならないというふうに思っています。

○議長（岡崎純男） 浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） お答えいただきました。その指針を出したということです。いわゆる第32条を具体化したという内容ですが、その内容は全然今聞きません。どういうふうに判断をしたかということをお尋ねしているのに、判断基準をつくったということをお尋ねして、判断をしたというふうには聞きませんが、どういうことでしょうか。

それと、ヤマサキ農園の問題です。これは時間経過のみ一巡に立っただけです。ということは、全員が大抵なもんよのうということはわかっていると思います。この終末はきれいにとというのは、もう大抵にしいやということでありまして、最善のごようしゅうせいじゃ行きません。だから、そういう点では一定の区切りを持って対処するというようなことを求めておきたいと。では、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 今回、判断基準につきましては、2月25日につくりましたけれども、今回、四国中検の場合におきましてはまだその指針ができておりませんので、そのときには一般的なこれまでの一時放流先の土木委員さんであるとか改良区の方の意見を参考として許可をおろしております。排水の同意につきましては、建設課がおろしますので、その建設課でおろした同意書が添付されてまいりましたので、都市計画課としては許可をしたということでございます。

（「ああああ。じゃあ、質問を3問で打ち切られて、3問目にそういうふうな次の質問をしなければならないような答弁をせられると、これは困るね。そりゃあ、余りにも酷だと……」と呼ぶ者あり）

○議長（岡崎純男） 時間が来ましたので。

（「これは言うとかにやわからんき言うのがよ。以上」と呼ぶ者あり）

—\*—

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明21日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いた

します。

御苦労さまでした。

午後 2 時13分 延会